

厚生労働省発職第 0126001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案要綱（職業安定法関係部分）」について、貴会の意見を求める。

平成18年1月26日

厚生労働大臣 川崎 二郎

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案要綱（職業安定法関係部分）

一 次に掲げる公共職業安定所の業務（以下「特定業務」という。）を実施する民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法第三十条第一項の許可を受けた者でなければならぬこととする。

- （一） 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務
- （二） 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

二 一の民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しないこととする。

三 一及び二に定めるもののほか、民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

市場化テストの対象となるハローワーク関連業務について

1 人材銀行の公設民営

管理的職業、専門的・技術的職業について専門に職業紹介等を行う施設

○ 3カ所とする。

2 キャリア交流プラザ事業の箇所数の拡大

中高年ホワイトカラー等の離職者に対しセミナーやキャリアコンサルティング、会員同士の経験交流の場の提供等を実施する施設

○ 8カ所（3カ所増）とする。

3 各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓の民間委託の対象地域の拡大

○ 5地域（2地域増）とする。

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）

（定義）

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

2 この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

3 この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～6 略

（取扱職業の範囲）

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務（港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあっせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

2 第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

規制改革・民間開放推進会議第2次答申（抜粋）
(平成17年12月21日 規制改革・民間開放推進会議)

Ⅱ. 横断的制度整備等

1 市場化テストの速やかな本格的導入

(2)「公共サービス効率化法（市場化テスト法）」（仮称）に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

② ハローワーク関連業務

【具体的施策】

ア 「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

(ア)「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入

「人材銀行」は、ハローワークの無料職業紹介事業を補完するため、公務員が管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービスを行うハローワークの機関であり、全国に12箇所設置されている。

このうち、東京を含む3箇所について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「人材銀行」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3年程度にわたる契約期間を対象とする。

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「人材銀行」事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。

(イ)「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入

「キャリア交流プラザ」は、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施するハローワークの組織であり、全国に15箇所設置されている。

このうち、8箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設の運営を対象とした市場化テストを本格的に導入する。

このため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成

18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「キャリア交流プラザ」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3 年程度にわたる契約期間を対象とする。

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。

(ウ)「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

各ハローワークの求職動向を踏まえた「求人開拓」事業（5 地域）について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「求人開拓」事業が実施されるよう措置する。

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「求人開拓」事業と比較しつつ、雇用失業情勢に応じ市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。

(エ)「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）における特例規定の整備

「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に係る所要の特例規定を「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）において整備する。

国の行政機関、地方公共団体等が自ら実施している公共サービスについて、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねるとの観点から、これを見直し、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導入による公共サービスの改革）に関し、その基本理念、入札のための手続、法令の特例その他の必要な事項を定める。

1 骨子

(1) 公共サービス改革基本方針

内閣総理大臣は、

ア 官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）の対象とする公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い講ずべき措置

イ 廃止の対象とする公共サービスの内容及びこれに伴い講ずべき措置

を主要内容とする「基本方針」の案を作成し、(6)アの機関の議を経て閣議の決定を求めるものとする。

(2) 官民競争入札及び民間競争入札の実施等

ア 官民競争入札実施要項等

国の行政機関等の長等は、(1)の「基本方針」において決定された対象公共サービスについて、

(ア) 対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

(イ) 官民競争入札等に参加する者の資格に関する事項

(ウ) 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準に関する事項

等を内容とする「実施要項」を、(6)アの機関の議を経て決定すること。なお、官民競争入札においては、(ウ)の評価基準は、(6)アの機関及び国の行政機関等の長等の協議により定める。

イ 官民競争入札等への参加

(ア) 官民競争入札等に参加する民間事業者は、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置及び入札金額を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出し、申込みを行うこと。

(イ) 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置及び対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類を作成すること。

ウ 落札者等の決定

国の行政機関等の長等は、ア(ウ)の評価基準に従って、イの書類について評価し、対象公共サービスの質の維持向上及び価格の面で最も有利な書類を提出又は作成した者を当該対象公共サービスを実施する者として決定すること。なお、官民競争入札においては、原則として(6)アの機関が行う評価を踏まえるものとする。

(3) 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

ア 契約・委託

(ア) 国の行政機関等の長等は、落札した民間事業者と契約を締結し、対象公共サービスの実施を委託するものとする。

(イ) 民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できなかった場合等には、契約を解除することができるものとする。

イ 公共サービスの実施

(ア) 民間事業者は、アの契約に従って、対象公共サービスを実施するものとする。

(イ) 民間事業者の役員等について、守秘義務規定及びみなし公務員規定を設けること。

ウ 監督

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要と認められるときは、民間事業者に対し、報告を求め、若しくは民間事業者の事務所に立ち入り、又は必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

エ 法令の特例

民間事業者が実施する対象公共サービスについては、法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項についての政令又は主務省令に定める特例を適用すること。

(4) 国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

国の行政機関等は、(2)のイの(イ)の書類の内容に従って、対象公共サービスを実施するものとする。

(5) 地方公共団体等の公共サービスについても、(2)から(4)に準じた規定を設けること。

(6) 官民競争入札等監視委員会等

ア 内閣府に官民競争入札等監視委員会を設置し、官民競争入札の公正な実施の監視等を行うものとする。

イ 官民競争入札等を実施する地方公共団体に、条例で官民競争入札等の公正な実施の監視等を行う審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 留意事項

(1) 予算関連法案である理由

上記(6)アの官民競争入札等監視委員会の設立及び運営には予算措置が必要であり、平成18年度予算において当該措置を行うこととしているため。

(2) 閣議決定希望時期

平成18年2月上旬（予定）